

前進する婦人解放運動

——国際婦人年に学ぶもの——

嶋 田 津 矢 子

- I ウーマン・リブ運動の背景。
- II 婦人解放の基礎条件。
- III 〱国際婦人年、と行動計画
- IV 婦人参政権
- V 女性の科学的能力
- VI 婦人労働における立体性の確立
- VII 女性の個性発揮といわゆる〱女らしさ、の相違。
- VIII 家事労働の人生創造的意義。

I. ウーマン・リブ運動の背景

フランスの実存主義作家 Simone de Beauvoir は、その女性論『第二の性』(THE SECOND SEX)の冒頭に記している「人は女に生れない。女になるのだ。」

女性ほんらいの性質ではなく、社会的存在として育成されるなかで、後天的に性格のなかに刻み込まれた女性の悲しいさだめを、私は女性としての自分自身のうちに凝視する。女性の新天地を展望しようとした平塚雷鳥は、1911年雑誌「青鞥」の創刊号巻頭言に、「元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった。今女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のような青白い顔の月である。」と述べている。生得的な太陽としてのさがを喪失して、蒼ざめた月のおもかげをもつ「女」につくり変えられた女性の運命を、他人事ではなく、同じ性を分かち合う者同志の連帯性において、社会のきびしい現実として直視しなければならないことは、みじめなことではあるが、しかも世の多くの女性が、そのみじめさを自覚することなく、それぞれの生涯を終えてゆくことは、一層悲劇的な事実である。

イブセンの描く『人形の家』は、男は everything で、女は nothing とみられる古い因襲から

脱却しようとして、男子専権家族の束縛の縄目を断って家出する主婦ノラが、社会に出て自分にふさわしい地位を求め、先ず自己を女性として完全なものに鍛え、そのうえで子どもたちを育てようと念願する。夫のヘルマーは、妻の人格や個性には目もくれず、自己の物の考え方をそのまま妻に押しつけて、悔ゆるところがない。ヘルマーは自分をすてて夫をかばおうとするノラに対し「男の意気地」から、「男子たるものが自己の名誉をみすみす犠牲にするようなことが、古今東西、一度だってあるものか。恋する人のためだって、そのようなことはしない。」とどなり散らすのに対して、ノラの答は悲痛である。「数百万の女性が、そのことを敢えてしてきたのです。」俄かに目覚めてみれば、いままで無事安穩を楽しんできた家庭が、彼女をまことの女性、真の母親たらしめることのできない「人形の家」にすぎないことに気付かざるを得ない。そこに全女性の歴史への抵抗がはじまったのである。

男女平等を究極目的とするウーマン・リブ運動の抬頭は、人の目にはいささか大袈裟で、大人げないと見えもしよう。しかし婦人運動の歴史を回顧するとき、そこに無理もない願望の噴出を見ることができる。先般オランダのデン・ハーグに滞在したとき、その国のウーマン・パワー団体「ドル・ミナ」の活動を見聞することができた。「ドル・ミナ」は、米国のウーマン・リブ運動よりも先に発足して、ウーマン・パワー組織の「老舗(しにせ)」を誇っている。インドネシアを失って、ノーベル賞学者ヤン・ティンバーゲン教授たちの指導する地味で質実な社会改革に乗りだしたオランダで、ウーマン・リブの狼火がもえあがったのは、奇妙にみえて、実はそれなりの根底をもっているのである。もともと、女子就業率も僅か23%水準で、女性観の保守的なこの国で、清潔で

明るい国柄の建設をあざすティンバーゲンたちの人間尊重第一主義の社会政策が、男女の本質的平等への熱意をよびおこしたのは、決して不思議なことではない。「ドル・ミナ」の主力は、彼女たちが不平等の根源と考える家庭の改造にある。家庭生活の合理化をテコに、女性の社会的参加の機会を拡大しようとするもので、平和で静寂な雰囲気とを特色とするオランダ社会で、それはごくさやかな波紋に過ぎないのかも知れない。しかし、ピル（経口避妊薬）の自由使用を訴えてデモ行進をする彼女たちは、この静かな国が新しい歴史の胎動にゆさぶられていることを象徴しているようにおもわれた。

もちろん、ウーマン・リブの本場は、米国である。いまさらこの運動の登場にまつまでもなく、婦人運動はすでに1920年の「性別にかかわりのない参政権」を承認する憲法修正第19条の実現以前からいくつもの全国的な婦人団体を組織していた。それが、1969年を起点として、俄かに「解放」(liberation—略称 LIB) を看板とする激烈な運動を展開するようになったのは、世界の資本主義体制が高成長から低成長への転換期を迎えるに当たって、所得格差の拡大、公害の普遍化、量産体制のなかでの人間の質的側面軽視などから生ずる人間疎外への反抗が、学生運動、黒人運動の高まりのなかで、鋭い体制批判の動きを示し、体制抑圧に抵抗して改めて人間に本質的なものを問わしめる機運を醸成したからである。

米国の運動は、Freedan 夫人の主宰する「婦人のための全国組織 (National Organization of Women—NOW)」のような、最も有力で、穏健な漸進的な改善をめざす組織のほか、他方では、“WITCH” (魔女) の略称をもって知られる「地獄からの国際テロ陰謀団」や、「男めった切り協会 (SCUM=人間のくずの意)」のように激烈な造反グループがあって、そのうわっすべりの活動のため、かえってこの解放運動の将来の発展性の損われることを危惧する人々もある。しかし総じて解放運動が、白人社会の男子専権の価値観に抗議し、男の付属物 (adjunct) として仕える女性の立場や、家庭と母親の身分に拘束する性的差別 (sexism) と戦い、独自の主体性をもった全人格的存在としての生活を、確保しようとする彼女た

ちの主張と要求とは、真剣に考慮すべき問題が含まれているとして、人々の次第に認識しはじめたところである。

Ⅱ. 婦人解放の基礎条件

オハイオ州立大学の社会学教授で、ウエイン大学家族調査センター主任を勤める Constantina Safilios-Rothschild の近著『婦人と社会政策』(WOMEN AND SOCIAL POLICY, 1974.) は、婦人解放運動の動向を伝える含蓄の多い書である。その記述するところに従えば、米国のウーマン・リブ運動に対する社会の態度は、幾段階かの変容の過程を経過している。即ち1969年に始まるこの運動（日本では1970年に米国で起った運動として紹介されているが、本書によれば1969年というのが正しい）は、最初は、間もなく消滅する「悪夢」と解せられて全国的に無視されていた。次に皮肉と嘲笑あるいは批判の材料に供されはじめ、1970年末に至って初めて、編集者やジャーナリストたちにとって、マス・メディアのあらゆる嘲笑や虐待にもかかわらず、この運動は存続する性質のものであることが、動かし難い事実であるとして理解されはじめた。この運動が時流に乗り始めると、諸新聞はもっと客観的で、偏見のない、しかもある程度まで好意的な見地から取り扱うようになってきた。Amitai Etsioni や Joseph Adelsen のようないまをときめく社会学者たちも、それぞれ「婦人運動——名目か実在か」(1972)、「ウーマン・リブは束の間の気まぐれであるか？」(1972)というような論稿をもって、進んで両性間の教育的、所得的平等を受け容れる態度に転じている。

米国のウーマン・リブ運動の今日の問題点は、その主張する教育、職業、所得における婦人解放が、社会的に表面大きい抵抗もなく受け容れられているかに見えて、その実、この運動への単なる“lip service”に終って、結局のところ、男性の行動や他の社会解放につながらない懸念のあることである。それは婦人運動の進んでいるスウェーデンをはじめ、西欧諸国でも共通に経験されていることである。行政官、知名人、殊に政党候補者が婦人解放運動に正面からの反対を唱えること

は、基本的な人権意識のひろがる現代にあっては、世界的に通用しないが、この運動への“lip service”は、実質的に運動を助け、あるいは促進するものとはならない。ピルの使用が公認され、離婚が容易になったとしても、スウェーデンや米国における離婚率の上昇、二回、三回の再婚が日常化したとしても、それが女性の真の自由と云えるのであろうか。封建社会の「母性崇拜」(motherhood cult)からの脱却は、当然のこととは云いながら、そのことが子どもの性格形成過程における父—母—子の不滅の三位一体的関係を崩すものとなるならば、それは女性のまことの自由とは別箇のものであると思われる。ウーマン・リブ運動は、女性差別との戦いの一段階として歴史的意義をもつけれども、婦人解放運動そのものは、社会の生産関係、またそれと結びつく意識形態の変革と必然的に係わり合うものである。一時的な熱情に興奮することによって、主観的な勝利感に甘んずることの許されない、根底の深い総力戦が、私たちの婦人運動の前途には必要なのである。

米国の運動に呼応して、日本でも既に1972年5月、第一回全国リブ大会が三日間東京で開催されている。20才台の若い女性を中心に動き始めた日本のリブ運動も、体制への造反に駆りたてられる衝動的要因が全くないとは云えないであろう。しかしその報告を読んで感ずることは、社会科学的洞察の不足にも拘わらず、日本の男女を包む諸々の社会的差別のただ中で、さらに男女差別によって二重の苦悩を荷負っている女性の運命に抵抗するこの叫び声のなかに、新時代の女性覚醒の基点が宿されていることを、無視してはならない。しかし女性差別のなかで、主体的に自己を解放する意欲が女性みずからのなかから生れてこないならば、婦人の隷従は永久に解決されないであろう。

女性差別の認識は、未だ解放運動そのものではない。婦人解放は、つねに女性の権利の自覚・要求とともに、固有機能による義務の遂行による実践行動のなかでのみ展望をもち得る。その実践活動は、単にデモ行進や抗議行動のような外見的活动の連続のみでは満たされない。日常生活のなかで「母性崇拜」から婦人と子どもをどう解放するのか？ 婦人の家政解放は如何にあるべきか？ 婦人の教育と訓練とを如何なる方向に進めるの

か？ 経済および雇用上の解放をいかに進めるのか？ 男女の人間関係のなかの心理的また性愛のうで何が解放の条件となるのか？ 結婚をいかにして隷従から切り離すのか？ 家族および家庭生活の制度的解放とは何であるのか？ 法的規制における男女差別とどう戦うべきか？ 男性本位の社会秩序に対する政治的意思決定はいかにして可能となるのか？——これら差別克服のための広汎な活動のために、現実社会の力学的関係のなかで、社会的弱者としての女性が開拓すべき婦人解放の道は限りなく遠い。もちろんそれは、皮相的な運動による外部的条件づくりだけで解決することではない。もっと緊迫した課題は、男子専権社会への隷従にドブプリ漬かり切った私たちの心のなかのいわゆる「女」との対決である。男子優先体制のなかに組みこまれて、自己批判そのものが、体制の論理に染まっているのを振り切ってゆくためには、女性が国内、国際的に協力の輪をひろげて、自己鍛練への相互鞭撻の組織活動を展開することが必要となるのである。

Ⅲ. 国際婦人年、と行動計画

1975年は、国連の提唱した「国際婦人年」であり、平等・発展・平和をテーマとして6月末、メキシコ市で国際婦人年世界会議が開催された。先進国より発展途上国に至るまで、さまざまな程度の男女差別の事実を控える国連は、すでに1947年「婦人の地位委員会」を組織し、その毎年の議題として、(1)婦人の政治的権利、(2)婦人の教育の機会均等、(3)婦人の経済的機会均等、(4)私法上の婦人の地位、(5)男女同一賃金の問題の五項目を取り扱ってきた。1967年には「婦人に対する差別撤廃宣言」を発表し、1970年には「婦人の進歩のための国際行動計画」を採択、その第一段階として、国際民主婦人連盟の提案に基き、1972年第27回国連総会決議で決定されたのが今回の「国際婦人年」であった。また1975年10月、ベルリンで世界の民主的婦人組織を中心として、国際婦人年世界会議が開催されている。

メキシコ会議は、国連本部に参加を通告した105カ国のうち、米国と並んで日本が39人という最大級の代表団を送り、世界のトップレディたち

の出席者2000名をこえる大会合となった。そこで決定された「国際婦人年行動計画」は全部で219項目にのぼる大規模なもので、(1)男女平等の促進、(2)各国経済・社会・文化の発展への婦人の参加、(3)国際友好と協力への婦人の貢献の三目標を中心に、女性問題をめぐる多面的な計画を含んでいる。

差別撤廃宣言を基礎とする婦人の諸権利実現と地位向上をめざすこの当面の行動計画は、それが忠実に守られるとすれば、相当の収穫をもたらすであろう。例えば、来たるべき10カ年間に、選挙や任命を預かる公職公務に、婦人の数を増すための目標戦略および予定表を設定すべきであると説き、政府は特別の指示を出し、婦人公務員の数および各分野における職務のレベルにつき、定期報告を行うこと、両性の数の平等が達成される迄、特に要職への婦人の採用・任命・昇進に役立つような特別の活動を行うことを求めている。

日常生活の分野で、軽視されてきた家事労働に高い経済的、社会的価値を認め、「家庭内では、両性に対する役割を状況の変化に応じ再検討しなければならない」と規定し、男性も同様に家事を負担すべきことをうながしている。職場における母性保護に関する規定を、男子に対する不平等な待遇とみる見解の誤りを指摘し、婦人保護立法が科学的見地から再検討を加えられ、女子労働に不利をもたらすことのないように要求している。男子本位に運営されがちである労働組合も、この行動計画では「あらゆるレベルの仕事、とくに上部に婦人の参加を増すための政策をとらなければならない」と、明瞭な指針を与えている。改めて説くまでもなく、国連決定事項は、そのまま各国の法律を拘束するものではなく、ただ高所からのガイド・ラインを設定するにすぎない。行動計画が、「個々の国々が、目標に優先順位を設定し、独自の戦略を立てるべきである」と述べているように、その実践は各国の文化水準と良心とにゆだねられざるを得ず、その実施状況は二年毎にチェックされ、国連に報告されることになっている。しかし世界共通の行動計画が明文化され、行動推進の基準として存在するに至ったことは、今後の日本の婦人解放運動に、事ある毎に重要な意味をもつことになるに違いない。

1975年10月のドイツ民主共和国首都東ベルリンにおける「国際婦人年世界大会」は、(1)婦人の平等（法律と事実）、(2)婦人の労働問題、(3)婦人と発展（社会開発への婦人の貢献）、(4)婦人と家族問題、(5)婦人と教育、(6)婦人と平和問題、(7)婦人と国際連帯、(8)婦人とマスコミ、(9)世界婦人の協力と共同行動などをテーマとして、117カ国代表、日本からは39名の代表団出席のもとに開催された。政府や国会議員中心のメキシコ会議とは違って民間の民主婦人団体の国際会議にふさわしく、働らく婦人の労働と賃金、職場における母性保護、世界的インフレ下の生活擁護、公害の除去、健全な教育・文化・道徳の確立、平和と民主主義の擁護のための国際協力のような、婦人解放の基本条件を中心とするテーマの討議に向けられ、メキシコ会議よりは地味な、しかし婦人運動の国際的連帯性を一層実質的に強化する意欲にあふれた会議となったという。

これら二つの世界会議では、国連加盟132カ国が発展途上国を主軸とする南北問題や、世界経済転換期における新国際経済秩序が、国際問題の中心になっている今日、国際間の富の再分配への協力による貧困からの解放を前提としなければ、男女平等、婦人解放はありえないという発展途上国からの強い主張が、婦人解放戦略の視野を、主として政治的、経済的また社会体制的側面に向けさせる結果となったが、そのこと自体は婦人解放の基本的条件にも触れるものであって、決して無意義ではない。しかし先進国にして尚かつ容易に解消されない婦人差別問題との戦いには、ひとり経済を中心とする政治的問題のみならず、心理学的・社会的・文化的諸要素とのからみ合う全人的人間の価値観、構造、機能の問題が、社会科学的に検討され、これに対応する対策が用意周到に組み立てられなければならないのである。それをおもえば、婦人解放への国際的協力は、ようやくその序曲の段階に到達したばかりと云わなければならない。

男女差別を克服しようとする世界の行動計画は、以上の水準にまで歩を進めている。それは世界の現実態の分析と同時に、その進路を先取りする理想としての存在意識を担うものであるが、ふり返って私たちの置かれている社会環境が、解

放運動の指針とするこの行動計画にくらべて、どのような実状にあり、われらいま何をなすべきかを検討することは、婦人解放における私たちの問題意識を深めるために、肝要な手続きであるとおもわれる。

Ⅳ．婦人参政権

男女平等を主張するとき、その平等は何を根拠としているのか。それは形式的にか、または実質的平等を意味しているのか。有名なフランス人権宣言（1789）は、第一条に「ひととは出生から死に至るまで、法律上自由且つ平等である。社会的な差別は、公共の利益に基づくものを除いては設けることはできない」と規定している。ここに「法律上」と限定しているが、教育的・経済的・社会的な実生活のうえでの実質的自由と平等を含まぬ単に形式的な自由と平等に終りはしないであろうか？ またその時どきの社会体制上の利害関係を基礎として、「公共の利益」の名において、社会的差別が公然と存在する実態を容認すべきであるのか？ ルソーが『民主論』冒頭に「ひととは自由に生れつきながら、いたるところでくさりにつながれている」と記したが、社会体制を組み立てる社会秩序の「くさり」によって、権力的に不自由と不平等の境地に閉塞されているというのが、真実の姿ではないのであろうか。

男女の不平等を必然化する社会的理由が、先ず問われなければならぬ。「女三界に家なし」と云い習わされている実状を論じて、明治初年、福沢諭吉は『日本婦人論』に「日本国は婦人の地獄なり」と記しているが、灼熱地獄に転落を余儀なくされるのには、婦人の社会人としての存在の仕方のなかに、それ相当の理由がひそんでいる筈である。女性の社会的地位に関して、当然のことであるが男女の社会的差別が存在する事実の根源を探求することが、婦人解放運動の出発点とならなければならぬ。

婦人運動のゆえに、1793年死刑に処せられたフランスの Olympe de Gouges は、『人権宣言』にいう「人権」(Les droits de l'homme) が、要するに男性の権利を内容とするに過ぎぬとして、男女対等の協力による国民議会の成立のために婦人

参政の権利を主張し、『婦人権利の宣言』(Déclaration des droits de la femme, 1791.) を公表したが、その女権喪失の真因をさぐるからこそ重要である。

女性の資質のなかに、本質的に男性よりも劣等の条件ありとする解釈は、珍らしいことではない。自由思想の権化とみられているルソーでさえ『エミール』のなかで、理想的婦人像として描かれたソフィーについて、「婦人の全教育は、男子に関連して行われるべきである。即ち男子を楽しませ、男子にとって有用の手助けとなり、男子から可愛がられたり、また男子から感謝されたりするようになり、また子どもを教育し、青年の世話をなし、その相談相手となり、男子の生活をして愉快な楽しいものたらしめるようにしなければならない。これが何時いかなる場所においても婦人の義務であり、婦人の幼少時から教えられなければならないところのものである。」と論じている。19世紀に入っても、ショーペンハウエルのように著名の哲学者でも「女性は偉大なる事業には適しない。彼女の本性は活動ではなく、むしろ忍苦である。彼女は出産の苦痛、子どものための苦勞、夫への服従によって、生涯の負債を支払うのだ。……少女は家事と服従とに教育せらるべきである。……女性は本質的に救い難い俗物である」とさえ極言している。

女性劣等視への抗議は、早くも英国婦人運動の先覚者で『婦人の権利の擁護』(VINDICATION OF THE RIGHT OF WOMEN, 1792.) の著者 Mary Wollstonecraft によって行われた。女史は、婦人輕蔑は誤った女子教育と経済的独立の喪失から生じた人為的な社会的地位の劣勢によるものと論じている。英国人の社会思想に多大の感化を与えた John Stuart Mill は、その著『婦人の隷従』(SUBJECTION OF WOMEN, 1869.) において、男性優越は、社会的因襲の結果として、後天的に社会秩序の中でつくりだされた風習にすぎないが、それが生得的に具有するものであるかのように、女性人格抑圧の誤った社会制度に束縛していると考えた。それは、人類の半数を占める女性の能力を犠牲にすることによって、文化発展に一大損失を与えるものにほかならず、婦人を解放し、男女同権の基礎の上に参政権を承認するこ

とによって、人類全体の福祉に貢献せしめなければならぬと主議し、婦人運動に飛躍的機会を提供するものとなった。

婦人参政権が認められたのは、1893年のニュージーランドを最初とし、1902年のオーストラリア、1906年のフィンランドというように徐々に普及しはじめたが、英国で条件付きの参政権が認められたのは、第一次世界大戦直後の1918年、それが男女全く同権の婦人普通選挙の実現に向ったのは、漸く1928年のことであった。米国が1920年。それにくらべて第二次大戦の終結を待って、1946年4月10日、漸くその実現に向った日本の婦人参政権の歴史は、この国の婦人解放運動そのものの後進性を何よりも明瞭に示唆している。

V. 女性の科学的能力

1974年、The MIT Press から科学およびテクノロジーの分野での婦人の活動に関するシリーズの一冊として、H. J. Mozans, WOMEN IN SCIENCE 1913. の復刻版が出版された。女性が科学理論のような抽象的思考の能力を欠き、そのことが婦人の社会的地位の低下の重要原因の一つに数えられているのにかんがみ、このカトリック研究者 Mozans は、古代ギリシャ、ローマ時代、中世修道院、ルネサンス社会、またビクトリア王朝時代の大学研究所等における物理学・化学・数学・天文学・自然科学・考古学・医学、その他の領域での女性従事者の輝かしい業績を丹念に探索し、男性が戦争や防備に奔走するあいだに、女性の手によって豊かに進められた文化的貢献を数えあげ、この種の文献の少なかった学界を驚かせたのであった。

ギリシャ文化の代表者たちは、哲学者も詩人も、彫刻家や政治家たちも、家庭の広間に集まって、その著作を披露した。Socrates が哲学を論じ、Euripides や Sophocles がその劇作を読み、Anaxogoras が自然と宇宙構造について解説したのも、また彫刻家 phidias たちがアクロポリス神殿の設計を公にしたのも、みな家庭を場としたのである。この家庭と学問や芸術活動が身近かに結ばれていた時代に、pericles の妻で学者として聞えた Aspasia や、教育者として有名な Hypatia

のような女性が多く生れたのである。

私はギリシアの博物館を巡歴して、前歴史時代の原始的な道具や炊事器具の工夫から、新時代の食料加工法や、織物機械の発明に至るまで、多くの女性の手によってなされたことを知ったのである。

12名のわが子を養育しつつ、イタリアボロニア大学の物理学教授として有名な Laura Bassi の記事は、私の胸を打たずにはおかぬ。その後、女子の家事専従化をやむなくする社会態度やモースから生れる障害が加重するなかでも、過去の婦人たちが科学者として積極的な業績を残していることを忘れてはならない。

産業革命の到来によって、職場に駆り出された婦人たちの大部分は、家事と職場の二重の負担のなかで、薄給に甘んじ、高給で専門職的な経営者地位を男性の手に独占されたのであった。

時代は変って、国際的に大学就学女性の優勢化する最近の状況では、Mozans の1913年の女性能力実証理論は、当時とは別の意味で婦人活動に励ましと教訓を与えているように思われる。Mozans は、この書物で専門職的分野での婦人起用の緊急性を説いたのであるが、20世紀前半にはその要望は具体化しなかった。Mozans の書いた本に序文を寄せた MIT の電子工業部教授 Mildred S. Dresselhaus 女史は、20世紀前半における科学およびテクノロジーへの女性の広汎な参加を妨げた理由として、1930年代の世界恐慌と世界大戦後の経済不況のなかで、女性が職場を失い、郊外家庭に引退を余儀なくされたことを挙げ、科学者としての専門職的キャリアに入ることには、家族、学校組織、個々の教師、専門職的同僚からの反対を排除して進む必要のあったことを指摘している。

近年の経済成長期における科学研究の活動の発展は、女性の専門職的活躍に新たな舞台を与えている。Dresselhaus の記述をもってすれば「20世紀前半の婦人科学者たちは、その数は依然として少なかったけれども、いまや地平線上に浮びあがりつつある科学及びテクノロジー職への婦人の大量運動に基礎固めをするのに、重要な役割を果たしてきた。これらの開拓者婦人科学者たちは、重要な科学的発見および著述、その大学や企業並びに政府の調査実験所の科学研究活動への参加、有力

な各レベルでの標準的専門職団体への加入等によって、彼女たちの男性同僚たちによる職業上の受容の伝統を築いてきたのである。」(Mozans, WOMEN IN SCIENCE., 序文)。

日本でも全国における助手以上の婦人研究者は急増状態にある。1974年の国公立大学の助手以上の婦人研究者総数は7,000人で、そのほか大学院生4,000人に達している。10年前には、両者あわせて6,000人であったから、倍増に近いといえることができる。しかし日本科学者会議婦人研究者問題委員会の「婦人研究者の実態調査」(1974)によれば、専任教授、助教授、講師は、婦人研究者の17%に過ぎず、他の83%は非常勤講師、助手、教務員、技官で占められ、講師以上の専門分野は、主として家政・音楽・語学に集中している実状である。それに比べて、米国の婦人の社会的地位が遙かに高いのかといえば、最近、「女性天国」は、神話に過ぎないようである。その証拠には、米国の書店では、“New Woman”, “Ms”, “Up from Under”, “Progressive Woman”, や黒人女性雑誌“Essence”などウーマン・リブ雑誌がにぎやかに並んでいるが、この風景は、実は女性の社会的地位が、依然として男性本位の管理体制の意思決定に委ねられていることへの不満がいま激しく燃え上っていることを物語るものといえよう。

Ⅵ. 婦人労働における主体性の確立

婦人解放の真髄は、ただ男女平等が実現すれば済むという問題ではない。その究極目標は、ひとり婦人自身のみではなく、家族全員の潜在能力を発揮させ、社会協同体のなかでの各人の人格成長の可能性を確保することにある。それには婦人自身および男性の価値観と生活態度の根本的な変化と、社会全体の構造・機能的変革をもたらし法制的・政策的転換を必要としている。性急な「リブ」効果を期待するのは誤りといえよう。

婦人差別を克服するために、女性の社会的劣等条件と屈従に打ちかつ教育・雇用・政治また性的・心理的解放をめざすとき、誰もが痛切に感じさせられるのは、その下部構造として、男性(父・兄弟・夫・子)からの経済的独立確保の重要性で

ある。

ドイツの Kaethe Schirmacher 女史が、『近代婦人運動』(DIE MODERNE FRAUEN-BEWEGUNG 1905)に、その根本要求として、(1)教育の領域での男子と平等の教養、(2)労働の領域での男子と同等の労働に対する同等の自由および同等の賃金、(3)法律の領域で、民法上の妻の完全なる権利および行為能力、刑法上の女性に対するあらゆる除外規定の廃止と性に関する男子の法的責任、公法上の婦人選挙権、(4)社会的領域で、婦人の社会活動の価値の高い評価、および男女二重道徳と婦人隷従の打破による女性の人格の尊重の四項目を考えたことは、わが国でもはやく紹介されたが、(原田実,「近代婦人運動」昭和5年P.254)それは婦人解放運動の的確な指針として、今日でも十分説得力をもっていると思われる。これら四項目のうちでも、特に労働の領域での経済的地位の確立こそは、既に19世紀末葉、August Bebel の『婦人論』(FRAU UND DER SOZIALISMUS, 1879.)によって強調されたところであり、そこでは女性は労働婦人として産業に引き込まれ、経済的に完全に独立することがないならば、他の法律的・社会的地位の確保も期しがたいと考えられている。

1974年には、労働省『婦人労働の実状』(昭和49年)によると、日本の雇用者総数の32.4%は女性によって占められ、そのうち有配偶者は、50.2%と過半数に達し、死別・離婚者を含めた既婚者は61%を示している。35~54才の女性のうち30%までが就業している。この10年の賃金の伸びは男子の伸び率を上回ってはいるけれども、女子平均賃金は、男子賃金の53.9%(賞与や超過勤務手当を除いた所定内給与では59.8%)を占めるに過ぎない。老人、身障者の低賃金もさることながら、女子賃金は明らかに差別賃金である。ILO『国際労働経済統計年鑑』によれば、1972年、フランス87%、オーストラリア78%、デンマーク75.7%、西ドイツ70%というように遙かに高い水準を示している。しかも労働省『雇用動向調査』(昭和49年)によれば、経済不況により特に中高年女子の職場進出は著しく後退し、女子のパートタイマーも大企業で半減し「雇用調整」の名で女子35才以上の離職者が急増している。職場では不況を理由に、

生理休暇など母性保護の婦人権利への抑圧が進行している。

もっとも婦人の重労働進出のめざましいソ連でも、女性は低賃金で、低い地位の仕事につき、ブルー・カラー労働の中でも女性は困難な肉体労働に従事するとき、男性が機械の管理作業に働いている有様 (Satilos-Rothschild, op. cit., p. 46.) で、私の二回にわたるソ連滞在中もそうした女性の嘆息を聞いたものであった。社会主義国であるからといって、女性優遇と一概には云えないのである。

大河内一男教授は『婦人労働』（昭和39年）に「何故、男子労働問題がなく『婦人労働問題』だけがあるのか、について」という興味ある項目を記している。

「雇主的旧観念が一方で婦人労働に関して抜き難く残存していると同時に、他方では、婦人自身の側においても、自分自身の職場での仕事を暫定的なものとして決めるかのような考え方や、案外に低い職業意識が残っていることも注目されている。いわゆる『お茶汲み』仕事に対する婦人の強い反感を、婦人の地位の引上げに結実させるためには、婦人自身の側においても、もっと強烈な労働者意識を培養することが必要であり、『家計補充』の現金取得者という観念を乗り越えて、やはり専門的労働者としての技能と職業意識と精神的なたくましさをもつことが必要である。『長く職場で働らく』という経済的必要は、雑役のサービスを長く続けるということではないのだから。」 (p. 296)

確かに婦人労働には、「専門的労働者としての技能と職業意識と精神的なたくましさ」が、男性依存的地位からの脱却のために欠かすことのできない要件である。しかし労働婦人の主体性確立は、職場条件と日常生活条件との循環関係の流れを変えることを抜きにしてはあり得ない。労働意欲を弱め、男性依存を余儀なくするような、男子専権的家庭環境と低賃金、過労で訓練の欠如した職場環境との重なり合うところでは、どれほど精神的なたくましさを要望しても、婦人の依存心と諦観とは消滅しえない。婦人運動は、主体的革新と客観的環境の改善とを絶えず相関的に総合することが必要である。即ち女性の自主的活動と社会制度の側からの改革とが並行かつ相互連関的に推進されることが、状況改変の道となるのである。

Ⅶ. 女性の個性発揮といわゆる『女らしさ』の相違

「イギリス議会は男を女にし、女を男にすること以外のことは、どんなことでもできる」という言葉がある。法律万能主義の立場でも、どうにもならないものがあるということである。男女平等思想が、女性が男性と対等の権利を主張することは、女性が男性になることではなく、女性が女性としての固有の機能を最大限に生かすことによって、男性と人類的協力活動を進めながら、その女性機能の発揮が却って女性の立場を男性よりも劣等の地位におくことなく、あくまで女性は女性として、男性と対等の人格的品位を保持しうることを求めているのである。

ペンシルバニア州立大学の Jessie Bernard は、アメリカ社会で考えられている婦人固有の機能として、出産のほか、少なくとも育児 (childrearing) グラマー (glamor)、情緒的支持 (emotional support)、産業生産 (industrial production) の五機能を挙げべきであると論じている (WOMEN AND THE PUBLIC INTEREST, 1971, pp. 65—87.)。いわゆる女らしさにかかわって、これら諸機能のなかには、男子優先の社会体制のなかで、人為的に女性独得のものとして歴史的につくりあげられ、いまとなっては不可避の運命的重荷として、女性解放の障害となっているものが含まれている。

そのなかでも、男ではどうにもならない最も固有の機能は出産であるが、世界婦人運動に異彩を放ったスウェーデンの Ellen Key は、『子どもの世紀』（1900）、『母性のルネッサンス』（1913）等の書において、愛する男性との結合において子どもを生み育てる女性の性的自由、即ち母性の充実を可能ならしめる「母性の完了」をもって、婦人運動の中核にあるものと主張し、20世紀がそれら母性完了の母親に育てられる「子どもの世紀」となることを期待したのである。そのスウェーデンでも、育児は今日すでに男性との共同活動に数えられつつあって、子どもを育てることを母親独特の課題および幸福とする理念は、もはや時代おくれになっているけれども、そこでも哺乳期から

その性格形成期に至るあいだに占める母親独自の機能をただ保守的として軽視されているわけではない。乳幼児の世話を他人にまかせるのが核家族化であるならば、それは問題視されるべきである。

男女の性の差異があり、女性の性による生理的体質の独自性がその情操に与える固有の影響が、女性に特有の性格を与えるという学説は、簡単に否定するべきではない。しかし女性を包む社会環境がかもし出すいわゆる女らしさには、女性本来の先天的性格ではなく、「女として育てられた」

(Simone de Beauvoir) 後天的産物であることが、あまりに多いのである。性役割認知の発達に関する研究によれば、男の子・女の子の意識は4才位から生れるといわれているが、周囲からあてがわれる衣服や人形、ままごと遊び、ごっこ遊びへの偏向が、男女の差を日毎に拡大し、いつしか習い性となって、それが生れつきの本質的差異であるかのような生活習慣をつくりあげているのである。男性への依存を中心に育てられた女性が、シェクスピアの『ハムレット』にいう「弱き者よ、汝の名は女なり」という存在にならなかったら、むしろ不思議というべきである。薄命の母と子の物語りを「ハンカチ三枚は泣けます」といって楽しむ女性のつる草のようになよなよした性質「今も変らぬ美しさ、かよわさが」などと楽しむ亭主関白ぶりには、時代劇的悲哀がつきまとう。

『華厳経』に「女人は地獄の使なり。能く仏の種子を断つ。外面は菩薩の如く、内心は夜叉なり」とあるが、男子専権社会の抑圧・不平等への女性の自己防衛機制が、攻撃性を発揮するのは当然のことであり、女性の自由が真に認められ抑圧の緩和するところでは、夜叉の振舞いは却って不自然となるに違いない。男性からの圧迫に抵抗しながら、狭い女性的機能の別天地に「女の生きがい」を求めるのではなく、男女を包む人間としての生きがいが先ず探求されるならば、そのなかで女性に固有なものはおのずから表出せざるを得ないであろう。今後の「女子大学」存在の可否が改めて問われなければならない契機がひそんでいるように思う。

Jessie Bernard が、アメリカで女性固有の機能と解されているもののなかに「グラマー機能」を

入れていることは、注目をひく。“glamor”とは、特に性的な容姿上の魅力を示す用語である。美への憧憬は、万民共通の現象である。しかし英国19世紀の作家サッカレーの『虚栄の市』は、男子の慰めものとして存在する女性たちの哀れな生態を浮き彫りにする。劇場・芸術・オペラ・バレエ、また毎日のマス・メディアが、婦人の化粧品、衣服、装飾を、女性の生活から不可分のものにしてしまう。Bernard は、急進的女性の立場からみて、婦人大衆の利益に逆機能的(dysfunctional)に作用するものとして、“glamor”と“sexism”とが結合される社会現象を批判して曰く「借り物の魅力(ersatz glamor)を目立たせたセックス・アピールが、18才から25才の若い女性にとって一般的なものとなってしまっている。またそれがいかにも価値あるものであるかのように、どの年令層の婦人もそれに慕いよってゆく。その努力こそ、急進的女性の指摘するところでは、女性を男性に対して極めて不利な立場に導くものなのである。男性に魅惑的であるために、自己をひどく卑屈なものに突きおとしてしまう。さらに悪いことには、彼女たちは、自分たちにとってはむしろ悪用されているのに、有力な武器を手渡してしまうことになるのである。……さらに悪いことには、代用的グラマーという考えを受け容れることは、25才以後の全女性の生涯をつねに没落に委ねることになるのである。」(Benard, *ibid.*, p.84.)。

自己に内発する美への欲求を満たすということと、男性への媚婦的な媚態を呈するための借りもののグラマーを求めることは、本質的に異なる。女性が訓練されなければならないのは、内発美の感覚であって、媚態ではあり得ない。ソ連社会でもグラマーへの渴望は極めて強く、経済的余裕がうまれ始めると、クレムリンもそれに応ぜざるを得なかったというが(Bernard, *op. cit.*, p.82)。それは、美への内面的欲求と、ソ連に残存する男子優先に対し媚を呈することとの混合物であるとみるのは、私のひがみであろうか。

女性が経済的独立を確保し、自己の願望と能力とを自ら実現しうるにいたるまで、性的関係を身分や金銭獲得の手段として用いる痛ましい事実は、私たちの社会から解消しえないであろう。日本のみならず、欧米においても、結婚相手の選択

に、夫の生理的条件や人物の良し悪しよりも、まず現在および将来の職業とともに、その社会的身分や所得であって、その性愛は受身的であるという William Kephart (“Some Correlates of Romantic Love” *Journal of Marriage and the Family*, Vol.29. No.3, pp.470—74.) の研究は、裏返して考えれば、婦人解放の進展するにつれて、結婚相手の選択が生理的条件や人物本位に行われ、そこでは、性愛関係も手段の性格をはなれて、対等の人間の仲間意識のなかの交渉となることを意味している。にも拘らず、経済的成長が人間関係の哲学に誘導されていない世界的傾向では、婦人解放は性愛の快楽それ自身を目的として、生涯に二度、三度の結婚をくりかえしたり、婚外性交の機会を多くする可能性をもつことは、現代米国社会の傾向からも察知しうることである。

婦人解放が、真に婦人の幸福を約束するものとなるためには、人間の意味と思索する高度の人生観、価値観が必要なのである。

VIII. 家事労働の人生創造的意義

綿貫譲治教授が、1974年夏カナダのトロントで開かれた第8回社会学会会議に出席された印象報告のなかで、「今回の世界会議で新しい現象は、ウーマン・パワーの抬頭（あるいはきざし）である。セックス・ロールズ（男性・女性という性に基く役割分化の意味）についての作業部会が設けられ、伝え聞くところによれば、そこでの女性社会学者たちの相互討論は白熱したものであったという。」（毎日新聞、1974年9月5日）と記されている。

女性の学界や職場への進出が、婦人解放への貴重な指標となることは疑うまでもない。しかし家庭を犠牲にして職場進出や経済的自立のみを考えて、家庭の管理、養育責任者としての機能を無視するかなのような解放運動は、地に足のついたものとはならないと思う。現実の運動は、家庭と職業との二者択一ではなく、これをいかに調和させ、女性の人間完成に向って、社会参加の可能性をいかに拡大するかを考慮すべき段階に来ていると云わなければならない。家事労働が、人間労働として価値低きものと考えること自体が、時代遅れの

感覚なのである。先ごろ最高裁で交通事故の損害賠償請求事件にかかわって、主婦労働の逸失利益（生きていれば得られる筈の利益）が認められるかどうかが論ぜられ、判決では、「妻の家事労働は財産上の利益を生ずるものというべきである。その金銭的評価が困難な場合は、女子労働者の平均的賃金に相当する財産上の収益をあげうるものと推定するのが適当である」という注目すべき判決を示している。主婦の家事労働が、職場に出て働らき得る潜在的稼働能力を奪われているから、女子労働者の平均賃金という解釈自体は、未だ家事労働それ自身のもつ固有の価値を直視するものにはなっていないけれども、家事労働の経済的評価、従って、いま結婚女性が職場勤務の困難な社会実状で、英国の “Beveridge Report” のように、年金制度に、勤労者中心ではなく、「主婦」という独立のクラスを設けて、主婦の地位を擁護する見解をとることが、歴史的発展の意味をもっているであろう。日本では、民法第733条の婚姻規定でも、「女は前婚の解消または取消しの日から6カ月を経過した後でなければ、再婚することができない」と規定し、その日からでも再婚できる男性との間に「水をあけて」いる状態である。家族法・財産法など法律上の諸々の差別、たち遅れを解消するためには、この家事労働評価の判決は、重要や礎石となる性格のものである。

家事労働そのものは、すべての社会的生産、文化的活動を、家庭という日常生活の基本的単位の場合に受けとめ、合理的・能率的・経済的生活への設計と実施を担当する創造的・芸術的な活動であり、社会人としての人格的迫力も、経済人としての生産能力も培養される根源となっている。家事労働を賤しいものと軽視しては、人間文化は前進しない。男女ともに、その家庭の家族構造や、共稼ぎ夫婦の客観的必要に即応して、躊躇することなく、家事を分担すればよいのである。問題は、その家事労働が、社会的軽視のため合理化・能率化されることなく、その不合理・不能率作業を社会的劣勢地位にある女性に強制することによって、「婦人の隷従」への悪循環に導いていく点である。

婦人解放運動は、家事労働のもつ家政・育児・人格形成・文化創造・労働能力培養の家庭機能を

進行するために、家事全般が社会的に改善され、しかもこの広汎で困難な活動を、男女共に分ち合うべきであると主張しているのである。

スウェーデンでは、「住宅政策の基本的目標は、適正費用で全市民に利用できるような、健康で、周到に設計され、広くて設備のよい住居を造ることにある。」(Åke Fors, SOCIAL POLICY AND HOW IT WORKS, Stockholm, 1972, p.32)。そのための費用の約90%までが、政府のローンに依っている。生活改善は、まずこの住宅改善にはじまるといってもよい位、思慮あり秩序ある住宅政策が重要である。婦人労働連合協議会の編集したWOMAN IN THE LIGHT OF STATISTICS, Stockholm, 1971によると、スウェーデンでは、男性の料理、子どもの食事と睡眠、また朝食あるいは夕食の責任分担が次第に普及し、主婦と掃除を分担するもの72%, 料理分担66%, 洗濯63%に達しているという。実際4年の間隔をおいて再びスウェーデンを訪れた私は、消費組合店舗などで、子どもを乳母車に乗せたエプロン姿の男性を見受けることが多くなって、社会状況に静かな「革命」ともいえるべきものが起っているのを感じるのであった。スウェーデンでは、母親の出産時の6カ月の有給休暇(その後の6カ月は無給)のほか、パートタイムに対してもフルタイムと同等の給料、地位保全、昇進を認め、男子にも一定期間のパートタイム勤務を認めて、女性と平等に家事・育児に携さわせている。海外からのニュースでは、アイスランド女性が、1975年10月、女性の社会的差別に抗議して「女性ゼネスト」をもって社会機能の麻痺を計ったのに呼応して、前に述べた米国のNOWが、10月の年次総会で女性による全米抗議ストを組む決議をしたと伝えている。時代はいま急速に転換しているのである。

未来に家事はなくなり、人口の半ばを占めている女性を、生産に直結した形で有効に生かした国が、やがて国家間の競争に勝っていくであろうという梅棹忠夫氏の『妻無用論』には、いまの主婦の不快、不能率な部分が、機械設備で簡易化される未来を展望する点で同感であるが、家事そのものが創意工夫のなかで、より人間性を豊かにするものとして、男女の楽しい協働の場として、将来一層人間生活の充実に貴重な意味をもつことを軽んじて、生産直結の国家経済メカニズム優先に走らなければならないとしたら、それは正しい婦人解放運動からは逸脱することになるのではないであろうか。

Safilios-Ruthschild (ibid., pp.23~25) の強調するところでは、スカンジナビアの実験にみられるように、将来は都市計画が家庭生活の理想的モデルを中心に設計され、職場と家庭の距離が近くなり、個別家庭の特殊性に属しない家事は地域毎に協同化されることになるだろう。週休日制の拡大によって、共稼ぎ夫婦の在宅日が多くなり、また仕事によっては自宅で職務の担当部分を果しうることとなれば、男女の家事における役割配分が変ってくるのは当然である。そのとき小地域別の文化教育センターを中心に、男女が自己実現に一層多くの時間をさきうようになろう。そのとき「良い家庭生活」というもののイメージは転換せざるを得なくなるに違いない。

最近の「わたし作人、僕食べる人」という食品会社のキャッチ・フレーズが、女性の反発により中止されるということはあったけれども、日本の家庭における機能分担の変革がおこなわれるまでには、婦人解放運動は、まだまだその初歩的段階を根気強く推進しなければならないであろう。